「善信」と「親鸞」

---元久二年の改名について--- (r

「親鸞」改名説の蓋然性

――「後序」を読む―

の記録が残っていないことにある。この説の最大の難点は、改名の契機となった「夢告」

れているのである。したのか、いずれにせよ覚如の時点ですでに伝承が途切したのか、いずれにせよ覚如の時点ですでに伝承が途切記録自体なされなかったか、時間の経過とともに散逸

ことの必然性、もしくは蓋然性を論証していきたいと考の精読を通して、親鸞が元久二年に「親鸞」と改名するの君読を通して、親鸞が元久二年に「親鸞」と改名する

対して、事由(具体的成立事情)を語るものと了解され「後序」は『教行信証』撰述の理由を語る「総序」に

豅 弘 信

しかもそれは、多くの先学が指摘する通り、歴史的経ている。

流罪生活を語り、建暦元年(一二一一)の赦免と翌建暦「承元の法難」の発端とその経過を述べて自身の還俗と元して承元元年・一二○七)に執行された、いわゆる緯を年代順に記録したのではなく、まず、建永二年(改

再確認するかのように、吉水入室と選択付嘱・真影図画二年一月の法然の死を述べた後、あたかも自らの原点を流罪生活を語り、建暦元年(一二一一)の赦免と翌建暦

この「後序」の記述から知られるように、『教行信証』明確にした後、後代への流通を願って論述を終えていく。註」すことを通して、自らの課題、撰述の動機・志願をそして、そのように「悲喜の涙を抑えて由来の縁を

の記録を、往時の感動を甦らせつつ述べていく。

嘱・真影図画によって師法然その人によってその信心を の撰述は、建仁元年(一二〇一)の回心(吉水入室)に 証誠され、結果、法然と同じく流罪を被った門弟として、 おいて、法然と同一の「如来よりたまはりたる信心」 (『歎異抄』)を獲得し、元久二年 (一二〇五) の選択付

と言える。 然の「真宗興隆」の仏事を復興しようとした営為である 自らの責任において、法難によって傷つけられた先師法

捧げられたと言っても過言ではない。

赦免以後の親鸞の後半生は、この法然の仏事の復興に

撰述に代表される帰洛後の著述活動は、種々の論難によ しようとした思想的営為であったと考えられる。 って傷つけられた法然の主著『選択集』の真実義を開顕 の関東における再興であるのに対して、『教行信証』の 関東での教化活動が、法難によって瓦解した吉水教団

また、この「後序」の文は語っているように思われるの 禿釈親鸞集」という撰号をもつことの思想的必然性をも そして、そのような課題をもった『教行信証』が「愚

後序」はまず、

爾者已非,僧,非,俗,是故以,悉,字,為,姓,死罪,或改,僧儀,賜,姓名,処,遠流,予其一死罪,或改,僧儀,賜,姓名,処,遠流,予其一

として、自らが「禿の字をもって姓とす」る由来を語っ 師並弟子等 坐: 諸方辺州,経: 五年居諸

井」の姓を「禿」と改め、「(官度) 僧」への復帰を拒否 ている。 した親鸞が、赦免に際して、流罪の際に与えられた「藤 この記録は、歴史的事実としては、承元の法難に連座

したことを示している。

それでは、この時親鸞が、「禿」の字を「姓」として

選び採ったことにはどのような意味があるのであろうか。 後序」の文に拠れば、「禿」の姓を親鸞は、

通して獲得した「非僧非俗」の自覚の主体的表明である

а

である。

と抑えている

ミヤコ/ソクカクシヤウ(俗学生(匠))ナリ」の左訓道路を弁うることな」き「洛都の儒林」――「ミヤコ/門」であり、「非俗」の「俗」とは「行に迷うて邪正の悟くして真仮の門戸を知らず」と抑えられた「諸寺の釈呑は、「非僧」の「僧」とは、「後序」の冒頭に「教に私は、「非僧」の「僧」とは、「後序」の冒頭に「教に

呼べる仏道(=真宗)と値遇し得たという歓喜の名告りの仏教理解への訣別の名告りであり、また、真に仏道と選択本願念仏の仏道)を知らない在り方(僧・俗)とそ選択本願念仏の仏道、東実の仏教、真実の仏道の行(=法然の

-を指すものである、と考える。

ず」(『和語灯録』)と捨離・放下した「戒・定・慧の三は、法然が自ら「わがごときは、三学のうつは物にあら「僧」、すなわち「諸寺の釈門」における仏教理解とでもあるのである。

学」をもって正統とするものである。

「定」、止観こそがいわば仏教の正統正道とされてきた発し、諸法の実相を如実知見する行であり、なかんずくを浄く持ち、禅定・止観を行じて三昧に入って智慧を開「戒・定・慧の三学」とは、戒律をもって自らの身心

修道方法である。

仏教理解に基づいたものである。『興福寺奏状』による法然批判も、このような伝統的

宗として」戒の存在をも無視する。それゆえその姿勢はきの処」であるのに、専修念仏者は「あまつさへ破戒をこれを怖れ、これを悲しみて、すべからく慙愧を生ずべのごとくに受けずと雖も、説のごとくに持せずと雖も、戒こそが仏道の大前提であり、それゆえ、たとえ「実れます」

「仏法の滅する縁、これより大なるはなし」と批難され

ならず軽蔑せしめ、あらゆる出離の要路を塞いで仏法をならず軽蔑せしめ、あらゆる出離の要路を塞いで仏法をに、第十八願の本意は「観念を以て本として、下口称にに、第十八願の本意は「観念を以て本として、下口称に名は「最下」の行、すなわち「下機を誘ふるの方便」に名は「最下」の行、すなわち「下機を誘ふるの方便」に名は「最下」の行、すなわち「下機を誘ふるの方便」に名は「最下」の行、すなわち「常人」の事ととするがゆえばならないとするのである。(「第八 釈衆を損ずる失」)ねばならないとするのである。(「第八 釈衆を損ずる失」)

一為『廃』諸行』帰』於念仏公而説』諸行』者、準・善ニハニ

それゆえ親鸞における「非僧」とは、何より先師法然

が、

毀滅に導く、

と説くのである。

(「第四

万善を妨ぐる失」)

望』、仏本願意「在『衆生」一向専称』、弥陀仏名』」之事『観経疏』中云』「上来雖」説『定散両門之益、導『観経疏』中云』「上来雖」説『定散両門之益、

釈意、且解」之者、上輩之中、雖」説、菩薩心等余行、

中 更無,余行、三輩共依,上本願,故、云,「一向専念望,」上本願意、唯在,衆生 専称, 弥陀名。而 本願望, 上本願意、唯在,衆生 専称, 無量寿仏」也。

ある。 と提唱した、「廃立」の継承であることが知られるので

は、 「俗」、すなわち「洛都の儒林」における仏教理解と いわゆる「顕密仏教」(黒田俊雄)という語で表現で

きる。

仏教である。 待、要求されてきた仏教とは、端的に言えば「護国」の 顕密仏教、いわゆる顕密体制・権門体制下において期

律令体制下においては僧は官度僧として国家の管理下

の収益(年貢)によってそれぞれの家門を維持運営して もが権門勢家としてそれぞれに荘園を保持し、そこから にあったが、領地(荘園)の私的領有によって律令制が 有名無実化していくとともに、寺家・公家、後には武家

朝廷は諸寺を「宗」として勅許・公認し、諸寺は八宗

いくこととなった。

る。 利益的な効験を仏教者に期待するといった形で現れてい 明恵を招いて授戒を要請した例に見られるように、 ルで言えばそれは、九条兼実が法然を、建礼門院徳子が 持・祈祷の役割を担っていたのである。(個人的なレベ の別こそあれ、基本的には密教的な「鎮護国家」の加

仏法王法猶如"身心、互見"其安否、宜知"彼盛衰。

(『興福寺奏状』)

そしてそれは

修念仏教団の勃興は、第一に、「護国の諸宗」(『停止一向 のであるが、それに対して、「ただ念仏」を標榜した専 という、いわゆる「王法仏法相依」として語られてきた 仏法王法。互守互助。喩如"鳥二翅。猶同"車両輪。 (『停止一向専修記』)

不拝」や、破戒造悪を勧めて戒律を否定する「造悪無 のような既存の宗教的権威を否定する「余宗誹謗・神祇 法然が「七箇條制誡」において堅く戒めたものは、そ く傷つけるものであった。

専修記」)を自認してきた既成教団(諸寺)の権威を著し

碍」の振る舞いであった。 かもこれらの行為は、単なる風紀の紊乱、 既成教団

における年貢(仏貢)・労役(公事)――これらは諸仏の権威の失墜というにとどまらず、寺社の領有する荘園

まれている。 諸神の霊威、具体的には滞納者への神罰仏罰の名のもと

れこそ心へぬ事なれ、念仏の信じんよりほかには、ものこらず、きららかにつぶさにみゆる也。さてこ

たらしたのである。 に徴収されていた――の忌避といった経済的実害をもも

いうのが、奏達に際しての旧仏教側の主張であり、『興衰退すれば、ひいては国家の存立自体をも危うくすると

専修念仏の流行によって「護国」の装置である諸寺が

過失(「第一(新宗を立つる失」)を挙げ、「摂取不捨の曼福寺奏状』が冒頭に、勅許を得ずに一宗を名告ることの

陀羅」を重用して余宗の高僧たちを侮辱する過失(「第

挙げたのは、これらの事情に基づくものである。く失」)を挙げた後、最後に「第九 国土を乱る失」を二 新像を図する失」)、神明不拝の過失(「第五 霊神に背

建保二年(一二一四)の「さぬき」での浄土三部経千部この「非俗」の自覚を親鸞の行実に照らして見れば、

『恵信尼書簡』は、それらの出来事を次のように記し寛喜の内省に端的にそれを見ることができるであろう。読誦と中止、あるいは寛喜三年(一二三一)のいわゆる

ふして二日と申日より、大きやうをよむ事ひまもなている。

べしとおもひなしてのちは、きやうをよむことはなにごとか心にか、るべきと思て、よくよくあんじなんだうのほかにはなにごとのふそくにて、かならずきがうのほかにはなにごとのふそくにて、かならずきがうのほかにはなにごとのふそくにて、かならずきがうのほかにはなにごとのふそくにて、かならずきからればなほもすこしのこるところのありけるや、人のしうしんじりきのしんは、よくよくしりよあるでしとおもひなしてのちは、きやうをよむことはなにごとか心にか、と思かへしてよまざりしことやをよまんとするや、と思かへしてよまざりしことやをよまんとするや、と思かへしてよまざりしことは、

の他には、何事の不足にて、必ず経を読まんとするや」成報仏恩」(『往生礼讃』)の善導の教言を引いて、「名号成報仏恩」(『往生礼讃』)の善導の教言を引いて、「名号成報仏恩」(『主ざうりやく(衆生利益)のため」と語っている。

この『書簡』に拠れば、親鸞は三部経読誦の動機を

といまりぬ。

たまたまめをふさげば、きやうのもんじの一時

助業として、「一心にもはらこの『観経』・『阿弥陀経』・ 名号の教人信とは全く別の関心を示すものと考えられる。 たとあるから、ここで言われる「衆生利益」は、本願 また、善導の五正行には、正定業である称名に対する 「四五日ばかりありて、思かへして」読経を中止し 之を始行す」、「諸国の国分寺に於て、最勝王経を転読 翌五月にかけては「天変」、「風雨水旱」、「疾疫」、「餓 死」の終息と「天下泰平国土豊稔」を祈って、「御修法

当たるとも考えがたい。 そこで、これらの出来事が起きた当時の世相を尋ねて

誦がその第一義であるから、三部経読誦がこの読誦行に 挙げられているが、あくまで自身の往生の行としての読

「無量寿経』等を読誦」(『観経散善義』)する読誦正行が

みると、これらはいずれも飢饉の年の出来事であること

が「炎旱」(旱魃)に見舞われたことが記されており、 鎌倉幕府の公式記録『吾妻鏡』には、 建保二年、諸国

ったことが推察される。

寛喜の内省における夢中の『大経』読誦の理由は

が知られる。

国で出挙米の施しが指示され、親鸞が病臥した四月から を転読し」たことが記されている。 の要請によって栄西が「祈雨の為に八戒を持ち、 八幡宮で降雨祈願の祈祷が修され、六月には将軍源実朝 早々に秋の年貢の軽減が検討されたり、五月には鶴ヶ岡 また寛喜三年も、天候不順のため三月には「今年世上 百姓多く以て餓死せんと欲す」と伊豆・駿河二ヵ 法華経

りけるや

事が頻出している。 三十口の僧をして、大般若経を読誦せしむ」といった記 す」、「薬師護摩を修す」、「鶴岳八幡宮に於て、供僧已下 『恵信尼書簡』が伝える三部経読誦、あるいは夢中の

で修された「天下泰平」の祈祷と軌を一にしたものであ 効験(炎旱・天変の終息)を期して修した、各地の寺社 よって「老少男女おほくのひとびとのしにあひて候ら ん」(『末灯鈔』)ありさまを目にした親鸞が、読誦による のであり、「衆生利益」とは、上野国佐貫の地で飢饉に 『大経』読誦は、このような旱魃・飢饉を背景としたも

りしことの、さればなほもすこしのこるところのあ らずきやうをよまんとするや、と思かへしてよまざ みやうがうのほかにはなにごとのふそくにて、かな

とあることから一見、十七年前の読誦中止が心の奥底に 気がかりとして「なおも少し残るところのありける」と

親鸞が語っているようにも読めるが、その後に、

べしとおもひなしてのちは、きやうをよむことは人のしうしんじりきのしんは、よくよくしりよある

とゞまりぬ。

状を目にした親鸞に、十七年前と同様の「念仏の信心よは語っているのであり、十七年前と同じような飢饉の惨の心」の「なおも少し残るところのありけるや」と親鸞とあるから、「よくよく思慮あるべ」き「人の執心自力

と考えられる。り外」の「衆生利益」の関心が動いたことを示すものだり外」の「衆生利益」の関心が動いたことを示すものだ

と信じられ、広く一般の尊敬を集めていた。) 実当時は「一生不犯」の僧尼が特別な霊力・呪力をもつ僕の読誦・授戒にして初めて可能であると言える。(事 世当時で言えばごく普通の宗教的関心であるが、このよ

を衆生利益(天下泰平)のために回向しようとする、

中

抄』)との「念仏の信じん」なのである。

「人の執心自力の心」とは、具体的には、読誦の功徳

うな意味での「衆生利益」は、持戒堅固、三昧発得の清

わゆる機の深信に比して、あたかも自らが「自余の行も行にても生死をはなるゝことあるべからざる」というい行もおよびがたき身」「煩悩具足のわれらは、いづれの善そして、そのような宗教関心の根底には、「いづれの

をはげみ、わがさまざまの善根をたのむ」(『一念多念文ち「わがみをたのみ、わがこゝろをたのむ、わがちからじ得る自己への無意識裡の楽天的な信頼・執著、すなわるかのように錯覚する、善根を積み得る自己、善行を行

そのような〝積善可能な自己〟という無自覚な自己信意』)根深い自力我執があることが知られる。

念仏して弥陀にたすけられまひらすべし」(以上、『歎異自覚をくぐって獲得されたものが、親鸞における「たゞ己という諦観、すなわち「地獄は一定すみかぞかし」の頼に対する徹底的な断念、いかなる善をも積み得ない自

ったことが知られる。って示された「廃立」の、親鸞における具体的実践であめて示された「廃立」の、親鸞における具体的実践であ然の選択本願念仏の教説に帰した自覚であり、法然によ以上のことから、「非僧非俗」とは、何よりもまず法

待される「護国」の役割をも棄て、本願の名号の自信教す自力修行の道を棄て、顕密体制下において国家から期を唱え、旧仏教の標榜する三学を修して断惑証理を目指親鸞は、当時の僧・俗双方の常識的仏教理解に「非」

人信一つに生きたのである。

56

はげみて仏になるべかりける身」(以上、『歎異抄』)であ

b 「禿」の字義

の関連において考えられるべきであろう。出発点は持戒にある。それゆえ「禿」の字もやはり戒と「学の修行においても、護国の祈祷においても、その

「涅槃経」金剛身品には、「(釈尊は) 『涅槃経』の中 「涅槃経」金剛身品には、「(釈尊は) 『涅槃経』の中 に諸の比丘を制して、奴婢・牛羊・非法の物を畜養すべ がらず。……異部経の中に於て、比丘是の如き等の非法 のを聞き、怒ってこの法師を害した「破戒にして、法を 下で俗に還らしめよと説きたまふ」とある比丘が語る の故に、発心出家」し「持戒・威儀具足せる清浄比丘の 正法を護持する有るを見て、駆逐して出でしめ若しは殺 正法を護持する有るを見て、駆逐して出でしめ若しは殺 正法を護持する有るを見て、駆逐して出でしめ若しは殺 正法を護持する有るを見て、駆逐して出でしめ若しは殺 の故に、発心出家」し「持戒・威儀具足せる清浄比丘の 正法を護持する有るを見て、駆逐して出でしめ若しは殺 と若しは害す」る「禿人」が説かれている。

ない。

していたことが知られる。 ま驚は「禿」の字に「カフロコジ)」として語っており、このことから、当時、*禿居士=飢餓による出住は『沙石集』に「禿居士(カフロコジ)」として語ったは『沙石集』に「禿居士(カフロナリ」と左訓を振ってい親鸞は「禿」の字に「カフロナリ」と左訓を振ってい

た破戒・不護法の者、と公言したこととなり、赦免後、見ては害をなし、その結果国王によって還俗せしめられ道心もないまま飢餓のために出家し、清浄持戒の比丘を姓とすると奏上したことが事実であるならば、自らを、前掲の『歎異抄』の流罪記録が伝えるように、「禿」を

の深刻な反省の表明と受け取られたとしても不思議ではる者を、雑行と名」(以上、「七箇條制誠」)けたことへ戒行無しと号して、専ら淫酒食肉を勧め、 適 律儀を守戒育主観を破し、余仏・菩薩を謗し」、「念仏門に於て

僧籍に復帰しなかったことと併せて、専修念仏者として

と記し、『伝絵』が、

のような「禿」に対する共通理解が存在する時代に、

叡感を下し、侍臣おほきに褒美す、此の時上人右のごとく | 禿字を書て奏聞し給に陛下

(『善信聖人絵』)

美辞麗句とは言えなくなる。と伝えたような宮廷の好意的な評価も、あながちただの

覚が「愚禿」の「愚」を、そして「禿」に対する直接的言及ではないにしろ、存

智也賢也、実非,愚惷。今言,愚者、是卑謙詞。禿言,「愚禿」者、愚是惷 也、対,智対,賢。聖人之徳、

として、謙譲の意を示す語と註釈したのも、このような称為、姓。……(『六要鈔』)を担覧也、実非。愚蠢。今言、愚者、是卑謙詞。禿

伽)である「専修念仏のともがら」(『歎異抄』)を打罵し、中の権威に恭順の意言であり、同時に、仏法の何たるか体、必要条件のみならず十分条件と捉えた既存の仏教の体、必要条件のみならず十分条件と捉えた既存の仏教の体、必要条件のみならず十分条件と捉えた既存の仏教の体、必要条件のみならず十分条件と捉えた既存の仏教の体、必要条件のみならず十分条件と捉えた既存の仏教の体、必要条件のみならず十分条件と捉えた既存の仏教の体、必要条件のみならず十分条件と捉えた既存の仏教のともがら」(『歎異抄』)を打罵し、のである「専修念仏のともがら」(『歎異抄』)を打罵し、のである「専修念仏のともがら」(『歎異抄』)を打罵し、のである「専修念仏のともがら」(『歎異抄』)を打罵し、のである「専修念仏のともがら」(『歎異抄』)を打罵し、のいるのである「専修念仏のともがら」(『歎異抄』)を打罵し、のいるのである。

頓教毀滅のしるしには 生死の大海きわもなし菩提をうまじき人はみな 専修念仏にあだをなすに満ちた名告りであるとも言えるのである。

【正像末和讚』

してしまうという、仏教の退転の歴史が露呈されてくると遥遠」(『安楽集』)――な抽象的論議の中に溶解化され、超人化され、その証果もまた難行の末、三大阿僧祇劫の果ての究極の理想として、「底下の凡愚」(『正僧祇劫の果ての究極の理想として、「底下の凡愚」(『正の、「理深く解微」(『安楽集』)――な抽象的論議の中で理想要失した時代においては、釈尊の威神力(感化力)のと遥遠」(『安楽集』)――な抽象的論議の中に溶解――な抽象的論議の中に溶解――な抽象的論議の歴史が露呈されてくると遥遠」(『安楽集』)――な抽象的論議の歴史が露呈されてくると遥遠」(『安楽集』)――な抽象的論議の歴史が露呈されてくると過ぎました。

法・像末・法滅・濁悪群萌斉、悲引・世時機、三失『時/乖』機/也、浄土真宗者、在世・正信知、聖道諸教、為『在世正法』而全 非』像末法滅之のである。

殺害したのはいったいどちらであるかという、弾圧する

「行証久廃」の内実を逆に照射していくという皮肉

(「化身土巻(本)」)

「禿」の具体相

そしてこの「禿」の具体相は、「化身土巻(本)」に

最澄制作」として引かれる『末法灯明記』において、

戒」破戒尚無 何況持戒 故『大集』云 仏涅槃可"有"破戒」 既無"戒法」 由""破"何戒"而有" 破 後無戒満』洲|云々

設末法中有"持戒,者既是怪異 如二市有二虎

と説かれる「末法」に、「無戒」にして「我が法の中に 此誰可…信

すなわち沙弥、半僧半俗の在家の入道者に他ならない。 おいて、剃除鬚髪し、身に袈裟を着たらん名字の比丘」、 『灯明記』によればこの沙門は、「酒の因縁」によっ

て仏弟子となり、「正しく妻を蓄え子を 侠 」み、「己が

手に児の臂を牽きて、共に遊行して、かの酒家より酒家 の福田・世の真宝・世の尊師」と尊重されねばならない 名字」の身でありながらも、仏弟子であるがゆえに「世 に至」り、「わが法の中において非梵行を作」す「無戒

そしてその根拠は、『大悲経』において釈尊が、 彼諸沙門 如,是,仏所於,無余涅槃 次第得

と、たとえわずかに「一たび仏の名を称し、一たび信を

生ぜん者」であってもその功徳によって畢竟「涅槃に入

称える「専修念仏のともがら」に他ならない。それゆえ 法然のもとに参集して、弥陀の本願を信じその仏の名を る」と説いた、その仏言にあるとされる。 このような「一称仏名一生信」の無戒名字の比丘こそ、

然愚禿釈鸞 建仁辛酉 暦 棄:雑行|兮帰|本願

親鸞は

釈といふは釈尊の御弟子とあらはすことば也 『尊号真像銘文』)

として、道安が提唱し(慧皎『高僧伝』参照)、

姓。 伹言...沙門釈迦子。……是故諸比丘。諸有四姓 爾時四大河入」海已。無,復本名字,但名為」海。 於"如来所"剃"除鬚髮。著"三法衣"出家学道無"復本 如、是有。四姓、云何為、四。刹利婆羅門長者居士種。

本名字。自称#釈迦弟子。所示以然,者。我今正是釈

剃,除鬚髮。以,信堅固,出家学者道者。彼当,滅我,

子之義,者。当、名、;沙門釈種子是、。 (『増一阿含経」) 従,釈種中,出家学道。比丘当,知。 欲論性

あれば『四分律』に依った「具足戒」、叡山であれば ができる沙門の共通の姓「釈」、すなわち戒――南都 金剛戒)――を受けた出家者が名告るべき「釈」姓を 称したという、釈尊在世の故実にその起源を尋ねること 門)は、以前の四姓(カースト)が何であれ、いずれ の記述のごとく、出家して釈尊の門下に入った者(沙 『梵網経』に依った「大乗戒」(円頓戒・菩薩戒・一心 「釈迦の子」 「釈種子」、あるいは「釈子」(『四分律』)と

道・大般涅槃無上の大道」(「信巻」)に堅固不退転ならし 命を顧みず、決定して行(=称名)に依」り、「経に依 真に弥陀の仏願に随順し、真に釈迦諸仏の教意に随順す 十方諸仏が重愛をもって証誠護念して、「本願一実の直 こそが、教主釈迦が「すなわちわが親友ぞ」と讃嘆め、 って行を深信する者」(以上、「信巻」引用『観経散善義』) る「深信」の獲得にあり、「一心にただ仏語を信じて身 弟子の仏弟子たる根拠は持戒堅固であることではなく、 「愚禿釈親鸞」として用いられる「釈」の姓には、仏

められているのである。

諸仏之弟子 金剛心行人也、由"斯信行"必可"超"証言"真仏弟子"者 真言対"偽"対"仮"也、弟子者釈迦る、といった彼の厳しい主張が、 それゆえ、「聖道権仮の方便に 衆生ひさしくとゞまり 道を帰敬せ」(『正像末和讃』「愚禿悲歎述懐讃」)る者であ か、あるいはすでに「外儀は仏教のすがたにて(内心外 て 諸有に流転の身とぞなる」(『浄土和讃』) 存在である ると自認するならば、それは実は仏意に昏い者であり、 そして、もし本願の信以外の要件によって仏弟子であ

大涅槃,故曰:真仏弟子

という御自釈からも読み取れるのである。

以上のことから知られるように、「禿」の字は「無戒

無戒名字の比丘の自覚のもとに名告ったのである。

子であるがゆえに無戒に安んじ得るとさえ親鸞は言うの うよりむしろ、無戒なるがゆえに仏弟子と成り得、 出離之縁」の機の自覚を通して獲得し得る境位である。 の象徴であるが、すでに「一称仏名一生信」の「釈」 (仏弟子)の意義を内包しており、その「釈」は それゆえ、無戒でありながら仏弟子である得る、

である。

められる「真の仏弟子」である、という親鸞の確信が込

とは、「己が分を思量」することのない「穢悪・濁世のとは、「己が分を思量」することのない「穢悪・濁世の

(以上、「化身土巻(本)」)行為であり、自らを、群生」の「末代の旨際を知らず、僧尼の威儀を毀る」

心。発三二之願。(「願文」) 上違於諸仏。中背於皇法。下欠於孝礼。謹随迷狂之於是。愚中極愚。狂中極狂。塵禿有情。底下最澄。

と語り、『末法灯明記』に、

此等諸経皆指...年代,将来末世名字比丘為..世尊師

くされるのである。

乖 人法不,合,由,此,『律』云 制,非制,者則断,若以,正法時制文,而制,末法世名字僧,者 教機相

というのが『灯明記』の引文および「禿」の字に込めらと記した比叡山の祖最澄の意に背く行為に他ならない、

れた親鸞の主張なのである。

d 親鸞における「愚」

であるが、「後序」には、直接的には「禿」の姓の由来周知のごとく、『教行信証』の撰号は「愚禿釈親鸞集」

義が内包されているからだと私は考える。「釈」についそのことは、「禿」の字にすでに「愚」と「釈」の意

のみしか記されていない。

親鸞に「禿」の名告りを促し、その自覚を深めたものがてはすでに触れた。

『延喜式』の規定によれば、最初の一年間にのみ、日に彼は越後国府で約五年間流人として暮しているが、

越後での流人生活の体験であったことは想像に難くない

められるため、流人は必然的に自給自足の生活を余儀な米一升、塩一勺の支給があり、翌年からは粮種ともに停

そしてそれは、本来、行乞をむねとすべき比丘の身が、し、残りは翌年の種籾に蓄えねばならなかったのである。部は市で売買、または交換して食料や生活必需品を入手の手で、あるいは人や牛馬を使役して耕作し、収穫の一そのため流人親鸞、すなわち藤井善信は、自炊し、自ら

上、『末法灯明記』)という、在世正像の時機では許されな受畜し、耕田種植・販売市易して、穀米を儲くる」(以使・牛羊象馬・乃至銅鉄・釜鍋・大小銅盤・所須の物を銀財宝、象牙刻鏤、釜鍋――を貪蓄」し、「奴婢・僕銀財宝、象牙刻鏤、釜鍋――を貪蓄」し、「奴婢・僕

もうけている。(建暦元年(一二一一)三月三日)そしてまた、その間、親鸞は恵信尼との間に信蓮房を

い生活なのである。

恵信尼との生活がいつ開始されたかは不明であるが、

求し、飢饉ともなれば「わが身は次にして、人をいたは 妻子、殊に子をもつということは、たえず「利養」を貪

のは、その思ひまさりて深きもの、かならず先立ちて死

譲」り、それゆえ「さりがたき妻、をとこを持ちたるも

しく思ふあいだに、まれまれ得たる食ひ物をも、かれに

ぬ。」「親子あるものは、定まれる事にて、親ぞ先立ちけ

る。」(以上、『方丈記』)と語られるような、「恩愛」に繋

広海・名利の太山」とは、このような親鸞の家庭生活の 「信巻」のいわゆる「愚禿悲歎述懐」が語る「愛欲の

縛される生活の始まりを意味する。

内実を物語るものではなかろうか。 そして、そのような具体的な生活を通して感得・自覚

された自己の実像が、「愚禿釈」の「愚」であったと思

われる。

法然におけるいわゆる「還愚」――愚に還る――の思想 また、親鸞における「愚」の自覚には、何よりも先師

灯録』)と自称し、 法然が「十悪の法然房」「愚癡の法然房」(以上、『和語 の継承という意味がある。

聖道門の修行は、 智慧をきわめて生死をはなれ、 净

> 土門の修行は、 愚癡にかへりて、 極楽にむまると云 『西方指南鈔』)

とも、 念仏を信ぜむ人は、たとひ一代の法をよくよく学す 一文不知の愚鈍の身になして、尼入道の無智

のともがらにおなじくして、智者のふるまひをせず して、たゞ一向に念仏すべし。(『黒谷上人起請文』)

と語った「還愚」の継承を親鸞は、前掲の文応元年十一

月の乗信房宛書簡に、次のように語っている。 す」と候しことを、たしかにうけたまはり候いしう 故法然聖人は「浄土宗のひとは愚者になりて往生

しをみまいらせ候き。ふみさたして、さかさかしき を御覧じては、往生必定すべしとて、えませたまひ へに、ものもおぼえぬあさましき人々のまいりたる

ひとのまいりたるをば、往生はいか、あらんずらん

おもひあはせられ候なり。 と、たしかにうけたまわりき。いまにいたるまで、 (『末灯鈔』)

ここで語られる「愚者」とは具体的には、当時吉水の

都宮頼綱らの御家人武士、安房の助 草庵を訪れた遁世聖や尼入道、津戸為守・熊谷直実・宇 (阿波介) といった

上訪ねてきた播磨・高砂の浦の漁師夫婦や室の泊の遊女 陰陽師、 天野四郎といった盗賊、そして、四国配流の途

であるが、この書簡を記した親鸞の念頭には、当然北陸といった「一文不通・一文不知」の「愚癡無智のひと」

願きわまりなき」「ゐなかのひとびと」(『一念多念文意』関東で出遇った「文字のこゝろもしらず、あさましき愚

『唯信鈔文意』跋文)が想起されていたであろう。

又在家者、貧…求五欲、相続是常、縦発…清心ではらは、善導が「出家」に対する「在家」を、

猶如…画:水。(『観経序分義』)

い、「田なければまた憂えて田あらんと欲」(以上、『大と定義したごとく、生活に追われ、「田あれば田を憂」

経』)い、常に煩悩を惹起し、心身ともに煩悶憂苦し続

「凡夫」といふは、無明煩悩われらがみにみちみちけなければならない存在、

までとゞまらず、きえず、たえずと、水火二河のたむこゝろおほくひまなくして、臨終の一念にいたるて、欲もおほく、いかり・はらたち・そねみ・ねた

はみをわづらはす、悩はこゝろをなやますといふ。具縛はよろづの煩悩にしばられたるわれらなり、煩

とえにあらわれたり。(『一念多念文意』)

すなわち「凡愚」であり、そのため清心(道心)を発す

ながらも

(『唯信鈔文意』)

清浄真実のこゝろなし 発菩提心いかゞせむって発心修行を第一義とする仏道に対しては自ずから、こともまれで、たまたま発しても持続できない。したが

常没流転の凡愚は「いかでか発起せしむべき

自力聖道の菩提心 こゝろもことばもおよばれず

また、彼らはその生業から言えば、「うみ・かわに、と抗議、嘆息せざるを得ない人々であった。

し、をかり、とりをとりて、いのちをつぐともがら」あみをひき、つりをして世をわたるもの」「野やまに

くなるような生活の中で、(しているのでは、一切では、大いで、大いででは、大いであり、いずれも生活のために破戒(殺生)を余が、であり、いずれも生活のために破戒(殺生)を余り、のきなるをし、田畠をつくりてすぐるひと」(『歎異

う)かうっつよう、こしょうさしょう。こしらとでこれはれうしといふものなり。沽はよろづのものを屠はよろづのいきたるものをころしほふるものなり。

類といふなり。 (『唯信鈔文意』)うりかうものなり、これはあき人なり。これらを下

と、「屠沽の下類」として賎視され、来世の果報を怖れ

に、万の仏に疎まれて、後生我が身をいかにせん。はかなき此の世を過ぐすとて、海山かせぐとせし程

(『梁塵秘抄』)

いかなる諸仏諸菩薩による救済をも断念せざるを得

るとの共感をもって、親鸞は「われら」と呼んだのであもに本願に帰していくべき「同行」「(とも) 同朋」であ本願の機、すなわち「凡小・群萌」(「教巻」) であり、と善自らも含めて、そのような人々こそが『大経』が説くない人々であった。

なわちわれらなり。(『尊号真像銘文』) 「十方衆生」といふは、十方のよろづの衆生也、す

をむねとすべしとなり、(『一念多念文意』)

「凡夫」はすなわちわれらなり、本願力を信楽する

つぶてのごとくなるわれらなり、(『唯信鈔文意』)し・あき人さまざまのものは、みないし・かわら・具足しながら無上大涅槃にいたるなり。……れう思議の本願・広大智慧の名号を信楽すれば、煩悩をひとすぢに具縛の凡愚屠沽の下類、無碍光仏の不可ひとすぢに具縛の凡愚屠沽の下類、無碍光仏の不可

の中で生まれた「明法御房の往生」(『末灯鈔』)等の具体そして、そのような確信を育んだのもまた、関東行化

例であったのである。

e 「綽空」から「親鸞」へ

巻」愚禿悲歎述懐に、 以上のことから知られるように「愚禿釈」とは、「信

ある。 も無上仏道に召された仏弟子であるとの自覚の名告りで も無上仏道に召された仏弟子であるとの自覚の名告りで も無上仏道に召された仏弟子であると同時に、喜ばず快まざる う悲しみを伴った自覚であると同時に、喜ばず快まざる とあるように、煩悩に繋縛されて仏道を歩むことを必ず ある。

嘆… 所…獲,矣

特頂,戴斯,也、宗簡要, 恒常称, 恒常称...念不可思議徳海 (「化身土巻(本)」) 弥喜...愛斯

このように親鸞が歓喜とともに出遇った、「愚」をして

間に何らの資格・能力・努力をも要求しない、本願との 一釈」たらしめる仏道、すなわち「禿」の仏道とは、人

抄』)の仏道である。 この法然興隆の「浄土宗」こそが「大乗のなかの至

値遇にのみその成立根拠をもつ「非行・非善」(『歎異

とを顕らかにすること(真宗開顕)が、法然の遺弟とし 極」(『末灯鈔』)、すなわち「真宗」(真の仏教)であるこ

親・曇鸞の教説に依拠ることを自他に対して宣言したの ての親鸞の課題であり、その課題に取り組む上で、天

れた「釈綽空」の名は、 元久二年四月十四日、『選択集』の付嘱に際して書か おそらく吉水入室に際して法然

が「親鸞」の名告りではないだろうか。

であろう。 から与えられた名であり、 道綽と源空から取られたもの

法然はその主著『選択集』の冒頭に、

浄土 之文

道綽禅師、

立。聖道・浄土二門、

而捨,,聖道,正帰,

した浄土一門への帰入、すなわち捨聖帰浄を勧めている。 このことから「綽空」の名には、『浄土宗の独立』と

として『安楽集』の文を挙げ、末法濁世の時と機に相応

られていると考えられる。 いう法然の根本課題の継承を託した、という意味が込め

それに対して「親鸞」への改名には、そのような法然

味があるように思われる。閏七月二十九日の法然の真筆 による真影への記名は、法然自身によってその方向性を の方向性を示すものとしてその名を選び取ったという意 から託された課題を主体的に受けとめた時、 自らの思索

的に言えば「論主の一心」「他力の信」(以上、『高僧和 讃』「曇鸞讃」)、すなわち一本願力回向の信」の開顕とい 浄土真宗の開顕というその後の親鸞の教学課題は、 印可・証誠されたという意味を示すものであろう。

教説を逐一検討するのは別の機会に譲るとして、 う一言に集約できよう。 親鸞の教学において中核的役割を占める天親 今回は 曇鸞の

真宗開顕の書である『教行信証』が、 謹按||浄土真宗||有||二種回向| 一者往相

一者還

相 就,,往相回向,有,真実教行信証,

こと、また「別序」に、のいわゆる真宗大綱の文に往還二種の回向を挙げているとして、本文(「正宗分」)の冒頭にあたる「教巻」劈頭

問,遂出,明証, 「一心華文」 且、至,疑宗義, 広蒙,三経光沢,特開,一心華文, 且、至,疑爱愚禿釈親鸞 信,順,諸仏如来真説,披,閱論家釈家

しておくに止める。すなわち『浄土論』に依拠ったと記していることを指摘と、本願の信を開顕するにあたっては「一心の華文」、

する上でいくつかの問題が残されている。「親鸞」へのそれであると考えるのであるが、そう断定以上のように私は、元久二年の改名を「綽空」から

ない。

が、この問題の解決にはそれこそ新史料の発見を待つ他が、この問題の解決にはそれこそ新史料の発見を待つ他どんな内容のものであるか確認できないという点である綽空の字を改め」たと語られるその「夢告」がいつの、第一には、すでに挙げたように、「夢の告に依って、

いう方向性がはたしてすでに明確に自覚されていたのか、学のこの時期に、親鸞の中で天親・曇鸞の教学に依ると第二には、善導の学びに沈潜していたとされる吉水修

という問題である。

……諸仏正遍知海従心想生」の文への註記(裏書)に、経集註』には、『観経』第八像観の「諸仏如来是法界身当時の修学の跡を伝える『観無量寿経集註』『阿弥陀・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

邦文類』――建暦元年(一二一一・親鸞三十九歳)に泉この『観経集註』『小経集註』は、文中に宗暁の『楽一箇所だけ『論註』の文が引用されている。

涌寺俊芿によって将来される――

-が引用されていること

以後のまもなくに脱稿されたと考えられる。(一二一七・親鸞四十五歳)に禅林寺静遍によって仁和寺宝庫から発見される――が引用されていないことなど寺宝庫から発見される――が引用されていないことなど寺宝庫の著作五部九巻の内、『般舟讃』――建保五年や、善導の著作五部九巻の内、『般舟讃』――建保五年

在に展開させていったほど、自家薬籠中の物としていたると確信できるほど、そして後年『教行信証』の中で自当時、それが将来的に自らの思索の核心をなすものであ当時』を目にしていたことは確実であるが、元久二年『論註』を目にしていたことは確実であるが、元久二年このことから見て、親鸞が吉水時代にすでに『論』

ではなかろうか。 しかし、ほのかな予想、見通し程度のものはあったの

とは考え難い。

元来曇鸞の用語である「自力・他力」の語を数多く用い なぜなら、師法然がすでに各種の法語や消息において、 註』に着目し、後年その著述に多く引用している。 ひとびと」(『末灯鈔』)と親鸞が慕った先輩隆寛が

の教説の核心を『論』『論註』を通して「如来回向」と ていたし、その後の親鸞の ――法然の「選択本願念仏」

然の語、 例えば「如来よりたまはりたる信心」の法語 捉え直した――思索に大きな意味をもったと思われる法

あるいは『大経』勝行段の理解として、

弥陀如来は因位のとき、もはら我が名をとなえむ衆

衆生に回向したまふ、濁世の我等が依怙、 生をむかへむとちかひたまひて、兆載永劫の修行を 生死の出

離これにあらずば、なにおか期せむ。

(『三部経大意』)

ごとく……摂在す」る「万徳の帰するところ」(以上、 相好・光明・説法・利生等の一切外用の功徳、みなこと 所有の四智・三身・十力・四無畏等の一切内証の功徳、 と、兆載永劫の修行――によって成就した「弥陀一仏の

ることができる の真実功徳の回施を語った法語等を、現在我々は眼にす 『選択集』)としての名号― -を衆生に回向する、と如来

す」「法然上人の御をしへを、よくよく御こゝろえたる また、「この世にとりてはよきひとびとにておはしま

> 二〇八)、隆寛六十一歳時の成立である。) 寛の処女作『弥陀本願義』は法難の翌年、承元二年

たばかりの『選択集』教相章において、法然は そして何にもまして決定的なことには、書写を許され 初正明,往生净土,之教者、三経一論是也。

として『浄土論』の名を挙げ、それに続いて『論註』 経 者、……一論 者、天親『往生論』是也。 冒

頭の難易二道判の文を引用していたのである。 これらのことから見ても、師友の感化の下、親鸞が天

への改名を促す「夢告」という体験が生まれ、その「夢 われる。 親・曇鸞の教説に傾倒していく素地は充分にあったと思 そして、このような素地があったからこそ、「親鸞」

告」をスプリングボードにして法然から授かった「綽 たのだと私は考えるのである。 空」の名を捨ててまで「親鸞」と名告ることを決断でき

お わ ŋ

論文の最後に当たって、

冒頭でふれた今回の論考の出

ていないのかという問題について言及しておきたい。発点である、改名後の新しい名がなぜ「後序」に記され

の撰号と齟齬を来たすから、等)しかし、第一章で述べらかの理由が想定されねばならない。(例えば、「親鸞」字」が「善信」であると考えるならば、名を記さない何従来の説のように法然によって真影に記された「名の

私はこれを、挙げる必要がなかったための省略であるた種々の理由から、この名は「善信」ではあり得ない。

すでに幾度となく記載された法諱「親鸞」であり、「後つまり、この名は、各巻の撰号として、また本文中に

と見ている。

以"御筆"令" 書"名之字"畢· 預 奉" 図画"……又依"夢告"改"棹空字" 同

ある「釈親鸞」に他ならないからである。人室と選択付嘱・真影図画の体験を語る主体的名告りでといった文章の流れからすれば、「名の字」とは、吉水

名告ったと記していたのであり、『教行信証』を選述し親鸞は「後序」執筆当初から、元久二年に「親鸞」と

思われる。にもかかわらず、覚如の立てた「善信」説が事実、「善信」説に疑問を抱いた人間も多数存在したと役割を考えれば、当然そのことは想起できたはずである。た親鸞の課題感や、選述の事由を語るという「後序」の

ざる拘束力の強さ、恐ろしさを感じずにはいられない。一今更ながらに、通念、定説というものがもつ意識され通念、あるいは教権として機能していたのである。

六角堂夢想以外のもう一つの夢告の存在の示唆には強く館・一九九八)に多大な教示を戴いた。殊に建仁元年の平松令三氏『歴史文化ライブラリー 親鸞』(吉川弘文王た、今回の論考、特に第一章の執筆にあたっては、

勇気づけられた。深謝しつつ筆を擱くこととする。六角堂夢想以外のもう一つの夢告の存在の示唆には強く

註

9

松野純孝『親鸞

-その生涯と思想の展開過程』(三

蘭我量深「暴風馳雨 一〇〇聖教の曲読」(『曽我量深選⑩ 岩波書店『日本古典文学大系 沙石集』一八六頁参照。

集』Ⅳ--|二|一~二頁)参照。 | 曽我量深「暴風馳雨 一○○聖教の曲読」(「曽我量

なお引用文中の傍点はいずれも筆者による。『定本親鸞聖人全集』Ⅶ・註釈篇②「解説

参照。